

市民不在・建替えありきの市庁舎整備の問題点を上野議員が指摘 非公開の「耐震分科会」結論は受け入れられない



市の耐震調査を追認して「耐震性能が不足」の結論

12月1日に開かれた「庁舎整備有識者会議」に、1年余りにわたり7回開催されてきた「耐震性能分科会」の審議結果が報告されました。1回目と6回目の後、4～5カ月間の空いた開催で、報告は12月にずれ込でいます。10月までには報告し、市

長選の争点として、市長の見解が示されるべきでした。市民不在の産物と言えます。

さらに、結論は「耐震性能が不足する」というものでしたが、内容は市の「耐震性能評価」を追認し、説明するだけのもので、理解し難い結論です。

有識者会議に、「防災拠点」と決める権限はありません

耐震性能分科会は、「市役所が防災拠点」ということで、耐震性能を検証、地震動を1.2～1.5倍割増し、「耐震性能が不足」と結論付けました。しかし、市役所を防災拠点とすることは、議会も了承しておらず、有識者会

議の諮問文にもありません。有識者会議に建替えの是非を決める権限はなく、「市庁舎は防災拠点」と決めることは、越権行為であり、そうして出された結論は受け入れられません。建替えの是非を決めるのは市民です。

「会議録」も公表しない隠ぺい体質の耐震性能分科会

耐震性能分科会は、会議の公開は審議に支障があると、「非公開」で開催されてきました。議会では、「審議終了後は適宜適切に公表する」と説明されてきましたが、とりまとめ結果と資料は公開されたものの、会議録は

要旨のみ公開で、7回の部会で審議がどう行われたのか、全くわかりません。建替えの是非に関わる「耐震性能」の検証が「非公開」であったことは大きな問題であり、会議録を公開しない市長の姿勢は問われます。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 12月21日(水) 午前10時～12時
中央区相談会場(大江5-15-9 熊本民商会議室) TEL 328-2656
- 12月23日(金) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181
- 1月10日(火) 午前10時～午後4時
さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 1月12日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731
- 1月21日(土) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001
- 1月24日(火) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18 ハイツふかだ1F) TEL 328-2656

日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1304
2022年12月11日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行:日本共産党熊本市議団HP:共産党 熊本市議団

検索



上野みえこ
(中央区)



なすまどか
(東区)

・・・12 月議会に日本共産党市議団が提出した意見書(案)・・・

消費税インボイス制度中止を求める意見書(案)

2019 年 10 月の消費税 10%への引上げに併せ、2023 年 10 月から消費税の「インボイス制度」導入が決められました。

昨年 10 月から、インボイス発行のための事業者登録も始まりましたが、今年 10 月末時点の事業者登録は全国平均で 45%、熊本県 37%にとどまっています。

インボイス制度の中止または延期を求める地方議会の意見書は、7 月末に 423 件となり、急増しています。

インボイス制度が導入されれば、これまで消費税免税業者だった小規模・零細事業者に新たな税負担が発生します。全国の個人・法人事業者数は約 800 万者で、そのうち消費税課税業者が 315 万者、残り約 480 万者が免税事業者、財務省はそのうち 161 万者が課税業者になると試算しています。実際にはこれに農家や個人タクシー、大工の一人親方、接待を伴う飲食店従業員や芸能関係者、配達員、電気・ガス検針員、声優、アニメーターなど、雇用契約のない非正規労働者(フリーランス)、全国 70 万人のシルバー人材センター会員なども課税対象となります。

消費税増税による消費低迷に加え、新型コロナの影響による売上減少、物価高騰による影響も生じています。インボイス制度が導入されれば、倒産・廃業に追い込まれる事業者が格段に増え、日本経済の裾野、地域経済・地域社会を支えてきた小規模・零細事業者の減少は、地域社会の衰退へつながります。

コロナ禍に苦しんでいる事業者の事業継続を最大限に応援し、コロナ禍及び物価高騰の中で、地域社会と日本経済を速やかに回復へと向かわせる国の支援こそ必要であり、それに逆行する「インボイス制度」導入は絶対すべきではありません。

インボイス制度により、自治体の取引や入札から免税業者が排除されることも懸念されています。公共工事だけでなく、物品やサービス業務、ポスターやチラシの印刷など、あらゆる業務の取引に影響します。これは、公共工事や公共調達から小規模事業者を締め出す行為であり許されません。また、地域経済にも多大な影響を与えるものであり、熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例の精神に反します。

会計年度任用職員の処遇改善を求める意見書(案)

住民の生活を支える自治体の業務は、正規の常勤職員によって自治体が直接執行すべきものです。しかし、国は自治体に総人件費抑制や定員管理計画を押し付け、1980 年代には 320 万人だった正規職員が、2020 年には 270 万人余りへと削減され、その代わりとして非正規職員が増やされ、2020 年には 69 万人となりました。自治労連の全国調査では、非正規公務員の 6 割が年収 200 万円未満となっており、深刻な官製ワーキングプアの実態が示されています。

非正規公務員の適切な勤務時間・休暇等の制度の整備など、処遇改善を目指して、2020 年度から会計年度任用職員制度が始まりました。一定の部分的な改善は図られましたが、「期末手当」支給が過少であったり、給与や休暇などが運用前より引き下げられるケースもありました。また、非正規雇用の多くを女性が占めるジェンダーギャップや経験が反映されない給与のあり方、特に、会計年度ごとの任用と公募によらない任用の回数制限の問題など、非正規雇用の問題は改善されず、労働契約法やパート・有期労働法・最低賃金法などの適用除外となっていることで、処遇も格差も厳然と存在する状況です。常時職員を配置すべき、戸籍や介護・生活保護などの窓口業務、保育園の保育士・調理師・看護師、学童保育の指導員など、恒常的に存在し、本格的業務である部署や、経験や専門性が求められる部署が、継続性のない不安定な会計年度任用職員によって運営されていることは大きな問題です。

公務の専門性・継続性・公平性・平等性を担保し、全体の奉仕者としての役割を果たすためには、任期の定めのない、身分保障された常勤職員で業務を担っていくべきです。自治体の業務は、安定した継続性のある雇用で、専門性・経験が積み重ねられる常勤職員によって担うという前提に立ち、会計年度任用職員の身分を保障するために、以下の点を要望します。

- (1) 継続的任用を保障するために、任期の定めのない職員としての位置づけとする法整備を行うこと
- (2) フルタイム・パートタイムいずれの会計年度任用職員についても、常勤職員と同様の法体系にし、勤勉手当も含め、給料・手当等を支給できるようにすること
- (3) 会計年度任用職員を「パートタイム・有期雇用労働法」、「最低賃金法」等の労働法制の適用対象とすること